

平成23年度第3回マスコミとの懇談会 「医療と消費税」について

理事 玉井 修



平成23年11月17日（木）、沖縄県医師会館で第3回マスコミとの懇談会が開催されました。今回のテーマは医療と消費税です。これまで医学的な内容での懇談会が多かったのですが、今回のテーマは2015年までに消費税を10%に段階的に上げていくという政府の方針によって医療界が受ける影響をしっかりとした形で早い時期にマスコミに訴える必要があると考えたからであります。正直に言うところのテーマでマスコミが興味を示してくれるのか少々不安であり、このテーマで行うことに対して非常に不安でありました。しかし、今回のマスコミとの懇談会はマスコミ側の参加者も多く、質疑応答もかなり盛り上がりました。TPP交渉参加問題など、医療と経済政策は非常に密接に

関連しており、医療を取り巻く環境は経済政策の変化によって大きなダメージを受ける可能性があります。しかし、このような問題に関して後手後手にメッセージを出しては我々の主張が非常に利己的に映る可能性があります。経済問題はお金の話をしなければならず、時間を尽くし、言葉を尽くして理解を広げていく必要があります。早期にこのようなテーマで懇談会を開催し、理解を広げていくきっかけにしていく事は、医師会の主張を正確に理解してもらい、マスコミに正確に扱って貰うためには大切な事であると思いました。今後も一見扱いにくいテーマであっても、必要があればしっかりと取り上げてマスコミとの議論を深めていくことが重要だと思いました。

懇談内容

マスコミとの懇談会出席者

1. マスコミ関係者

(順不同)

No.	氏名	役職名	備考
1	大城 勝太	エフエム沖縄放送局アナウンサー	エフエム沖縄放送局
2	与儀 幸博	琉球朝日放送報道制作局	琉球朝日放送報道制作局
3	島田 直弥	沖縄テレビ報道部記者	沖縄テレビ報道部
4	赤嶺由紀子	沖縄タイムス社会部記者	沖縄タイムス社会部
5	仲宗根雅広	週刊レキオ	週刊レキオ
6	城前 ふみ	エフエム二十一営業企画	エフエム二十一
7	上地 成子	エフエム二十一営業企画	エフエム二十一
8	平良 斗星	エフエム那覇代表取締役	エフエム那覇
9	深谷 慎平	エフエム那覇	エフエム那覇
10	石川 静枝	沖縄ラジオ代表取締役社長	沖縄ラジオ

2. 沖縄県医師会関係者

No.	氏名	役職名	備考
1	宮城 信雄	沖縄県医師会会長	沖縄第一病院
2	玉城 信光	沖縄県医師会副会長	那覇西クリニックまかび
3	玉井 修	沖縄県医師会理事	曙クリニック
4	照屋 勉	ふれあい広報委員	てるや整形外科
5	平良 豊	ふれあい広報委員	牧港クリニック
6	喜久村徳清	ふれあい広報委員	三原内科クリニック
7	城間 寛	南部地区医師会理事	豊見城中央病院

懇談事項

医療の消費税 一何が問題か？

沖縄県医師会副会長 玉城 信光



医療の消費税の問題については、マスコミや医師会の会員にもわかりづらいところが多いと思います。

まず消費税が導入されたときに日本医師会

は患者さんの負担を増やしてはいけない、消費税をとってはいけない、診療報酬に消費税はそ

ぐわないと考えたようです。その上に消費税の仕組みがあまりわからなかったと思います。それで診療報酬に消費税はかけなくてよいとしました。これがすべての始まりです。

消費税をかけないとどうなるか。図1を見てください。仕入れ業者から100万円の商品を買った事業者は5万円の消費税を仕入れ業者に払います。これをお客さんに販売し、お客さんから10万円の消費税を受け取ったときには差し引き5万円を税務署に消費税としておさめます。事業者が消費税を負担することはないのです。お客さんが負担しているのです。

消費税の流れ
一般的な商品の場合

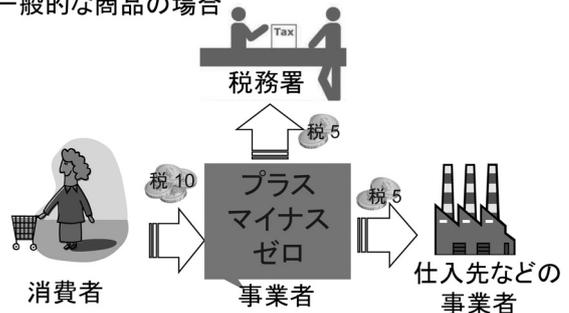


図1

ところが図2を見てください。保険証で診察する診療報酬は診療に関わる材料、超音波の機械などを仕入れたときに5%の税金を払います。本来ならそれらを患者さんから5%の消費税をもらい差額を税務署に払うのですが、消費

消費税の流れ
保険証を使って受ける医療の場合

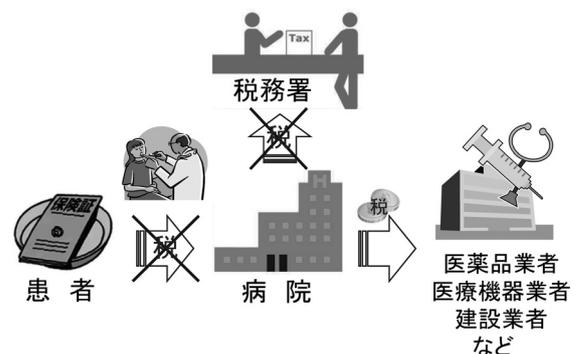


図2

税が導入される際に、消費税はかけないとしたために、患者さんから消費税がとれず医療の収益の中から業者に消費税を支払い医療者の自己負担になっているのです。

図3に示しておりますが、日本医師会が国民の調査をしたときに患者さんと国民の中で消費税が課税されていないと認識している人はわずか28%前後です。40%前後の人が消費税を払っていると思っているのです。

保険証をつかって医療を受けるときに支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？

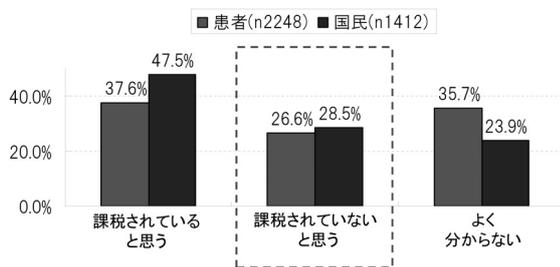


図3

表1に消費税のかからないものが示されています。まず保険証を使う診療報酬、その他埋葬、火葬代、学校の授業料、アパートの家賃などです。診療報酬を除く事業は自分で価格を決定することができるのでアパートの修繕費が重なりと家賃を値上げして消費税分をカバーできます。医療は公定価格なので消費税分を自分で値上げすることができません。

消費税が課税された頃には診療報酬に消費税分を上乗せし診療報酬のアップが認められました。しかし、その後の診療報酬の削減で消費税の上乗せ分は無くなってしまいました。日本医

表1

国の政策的な配慮で非課税になっているもの

1. 保険証を使って受ける医療	公定価格
2. 埋葬、火葬	自由価格
3. 学校(一定の授業料)	
4. アパートの家賃	
5. その他	

師会は診療報酬に消費税を課税するように要請しています。しかし、課税するときには患者さんの負担を軽減するために0税率を課税してもらいたいと要請しています。消費税0%を課税すると病院が事業者を支払った5%の消費税が税務署から還付されるのです。医療の中から5%の収益をあげるのは大変難しいです。50万円の消費税を払うためには収益率が5%だとすると250万円の収益を増やさなければなりません。現在はそのようなことをして、機器購入の代金、診療材料の購入、建物の賃貸料にかかる消費税を払っているのです。もし消費税が10%になれば病院の改築も最新の医療機器も購入できなくなります。

図4に示すとおり消費税が10%になったときに患者さんの税負担を本当は0%にしたいのですが、おそらく0%はないでしょう。患者さんの負担が3%になると病院は仕入れ業者に10%の消費税を払っていますから、7%払い過ぎなのです。それで税務署から7%の消費税分を還付できるのです。年間1,000万円の収入があったとすると、その7%70万円を還付できて70万円の節約になります。そうでなければ売り上げを350万円増やさなければならないのです。消費税が還付されることで従来の仕事量でも十分に経営が可能になるのです。

どうですか、医療の消費税問題はこんなに大きな問題が含まれるのです。次期税制改正の時には医療界は声を大きくして診療報酬に消費税を付加すること、その場合には患者さんの負担

消費税が10%になり、保険証を使って受ける医療の場合の消費税が3%になったとき

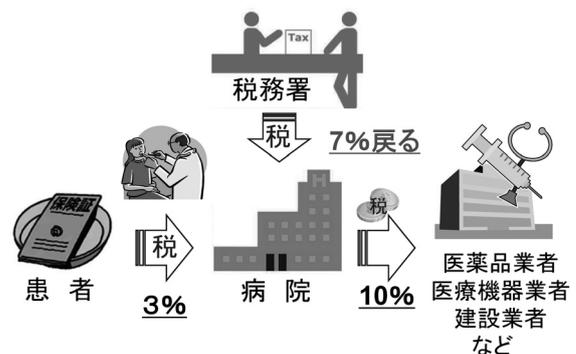


図4

を軽減することを要求したいものです。

質疑応答

○赤嶺氏（沖縄タイムス）



消費税が5%上がった時に医療の公定価格を一部値上げしたとのことだが、値上げされている治療と値上げされていない治療の違いや金額の差はどうなっているのか。

○玉城副会長 医療費については、診療科や医療機関の規模等にも関係してくるので、どの部分で金額が値上げされたか、お答えすることができない。例えば県立病院と中小医療機関の入院費の比較をすると、1日1人約6,000円県立病院の方が割高となっている。

○玉井理事 人員を多く配置している県立病院等の大規模病院については、算定基準がつくられているが、中小医療機関については算定できない、またはマイナスの評価をしている。つまり、大規模病院が儲かるようなシステムになってしまっている。

○深谷氏（エフエム那覇）



医療と消費税の問題は、非課税ではなく0税率で運用を開始していれば、特に問題にならなかったと聞いているが、日本医師会は、なぜ非課税にしてしまった過ちを認めないのか。それとも、過ちを認められない事情があったのかお聞きしたい。

○宮城会長



過ちを認めない理由として、当時日本医師会は消費税の仕組み、非課税の意味を理解していなかったため、政府に対して非課税で良いと回答した。そのた

め、医療と消費税については現在問題となっているが、日常必要とされる医療に対して非課税とするという考え方については正しいことである。ただ、仕組みについて問題があるため、政府に対して是正しようと現在働きかけている。

○玉城副会長 減価償却等の税制用法についても、医療機関と民間企業で異なっており、医療機関の税率が悪い現状である。本件についても、政府に対して改善されるよう意見している。

○仲宗根氏（週刊レキオ）



大規模病院と中小医療機関の入院費差額の6,000円については、保険診療内となっているのか。保険適用外の費用で差額が発生しているのか。また、入院費

の差額が発生する理由や基準についてはどうなっているのか。

○玉城副会長 入院基本料については、大規模病院については約12,000～13,000円となり、中小病院（有床診療所）については、約6,000円で入院が可能となっている。その差額の理由については、根拠がないのだが、看護のケアの違いから差額が生まれているのだと考えている。

○宮城会長 有床診療所と大規模病院のベット差額が発生する基準については、施設基準（人員配置）や病床数等で決定される。基準としては20床以上配置するのみではなく、7対1基準で看護師を配置する等人員についても基準がある。

○仲宗根氏（週刊レキオ） 薬剤について、市販の薬と薬局で処方される薬について消費税が付与されるものとされないものの違いは何か。

○玉城副会長 医療保険が適用される薬については消費税がかからないが、処方箋が出されていない医療保険外の薬に対しては、消費税が付与されることとなっている。

○仲宗根氏（週間レキオ） 高額療養者については、当人の収入によっては医療費の払い戻

しが適用される場合があるが、今後公定価格に対して消費税が付与された場合、日本医師会として収入によって税率を変えるという考えはあるのか。

○玉城副会長 元々、課税しない考え方であり公定価格に対して消費税が付与されることは考えにくい。健康保険組合においては、高齢者の医療費が増加し解散する組合が多くなり、国の健康保険に加入する企業が多くなっている。高額療養者については、その影響もあり健康保険とは別に国が負担する形となっており、健康保険の運用が非常に難しい状況となっている。

国民健康保険は先進医療もカバーできている中で、日本人は生命保険に加入している割合が世界一（40兆円規模）となっている。その半分でも国の内需の拡大のため使用することができれば国が活性化し、そこまで厳しい運用にならないと考える。

○城間先生



各医療機関によっても消費税の影響は異なる。例えば、急性期病院や手術を多く取り扱っている病院については、薬品や医療器具等の購入が多くなるため、

必然的に消費税が高くなる。そのため、この消費税問題が改善されないまま増税されれば、各医療機関の経営が厳しくなることは必須である。マスコミ各社を通して一般の方に医療と消費税の問題を広く周知して頂きたい。



○玉城副会長 経費削減は医療界では大切なこと。公定価格の中で人件費を変動させることは難しいことを考えると、医療機関において消費税は大きな影響がある。消費税が増税されると医療機関の経営が厳しくなる。

○与儀氏（琉球朝日放送）



日本医師会として、政策制度要求としては消費税法の改正を要求しているのか。また、非課税と0税率の違いで、ここまでの問題となるのは政府側の不作為

で発生してしまったのではないかと。

○宮城会長 政府から何度も非課税の運用に対して意思の確認があったが、日本医師会は仕組みを知らずに承認してしまった。

○玉城副会長 基本的には毎年、0税率にしてほしいと政府に要求し、税金の還付を受けられるよう働きかけている。ただし、患者さんに対しては税金の負担をかけない形にしてほしいと訴えている。

○大城氏（エフエム沖縄）



TPPについても、大きな制度改革となる可能性があると思うが、医師会の立場としては「反対」と聞いているが、反対の理由をお聞きしたい。

○宮城会長 TPPについては、関税の問題ではなく国の在り方の問題である。日本では法律で、ある程度規制されているが、今回混合診療については合憲と判断されたこともあり、TPPが導入されると混合診療が完全に解禁され、海外の保険会社や製薬会社が自由競争を阻害しているとして、日本の法律改正等の様々な裁判が想定され、日本の皆保険制度の崩壊等に繋がりがかねないと懸念される。